

福岡県人権啓発情報センター

ヒューマン・アルカディア

2025
はる
vol. 98

特集

差別されない権利、強制不妊訴訟、 同性婚訴訟—司法判断の意味を考える

ヒューマン・アルカディア「はる」号では、「差別されない権利、強制不妊訴訟、同性婚訴訟—司法判断の意味を考える」の特集として西日本新聞社 論説委員 前田 隆夫さんから「小さな声に耳を澄まそう—少数者が変える司法と私たちの人権意識」について、国立ハンセン病資料館 館長の内田 博文さんから「社会的弱者の権利擁護と司法の役割」を寄稿いただきました。
現代社会における人権を取り巻く環境の変化とその課題について、さまざまな司法判断を通して考えます。

寄稿

小さな声に耳を澄まそう

— 少数者が変える司法と私たちの人権意識

西日本新聞社 論説委員 まえだ たかお
前田 隆夫さん

寄稿

社会的弱者の権利擁護と司法の役割

うちだ ひろふみ
国立ハンセン病資料館 館長 内田 博文さん

小さな声に耳を澄まそう

一少数者が変える司法と私たちの人権意識



・西日本新聞社 論説委員

まえだ たかお
前田 隆夫さん

福岡県筑紫野市出身。

西日本新聞社に入社後、筑豊総局、東京支社、本社報道センターなどを
経て、2021年から現職。2017年に福岡県の同和教育の先駆者、林力さん
の足跡をたどる聞き書き連載「父ありてこそ」を執筆。九州大学で客員
准教授（分権型社会論）、非常勤講師（人権教育）を務めた。

昨年来、人権に関するいくつかの重要な判決が大きなニュースになりました。その多くは、これまで認められなかった権利、ひどい差別を受けていた人たちの願いがかなうものでした。

主な判決を振り返りながら、その社会的意義や私たちに投げかけられた課題を考えてみましょう。

1 「差別されない権利」認める

昨年12月、部落差別に関する画期的な判決が確定しました。全国の被差別部落の地名リストをインターネットや書籍で公開することを禁じる内容です。

地名リストの出典は、戦前に政府の外郭団体がまとめた「全国部落調査」で、約5000カ所が記載されています。この復刻を神奈川県川崎市の出版社代表が計画し、データをインターネットで公開しました。それをやめさせるために、被差別部落出身者ら約230人が裁判を起こしました。

部落差別は今もなお、私たちの身の回りに存在しています。決して過去の出来事ではありません。結婚差別、公共施設などへの落書きでつらい思いをしている人たちがいます。ネット空間には差別的な情報があふれ、面白半分に反応する書き込みもあります。

こうした現状で、被差別部落の具体的な地名を誰でも簡単に知ることができるようになれば、さらなる差別意識が広がりかねません。判決がネット公開や出版を禁止したのは当然です。

2019年、全国部落調査がネットのフリーマーケットに出品されていることに九州の自治体職員が気付きました。1冊は既に売れていました。ネットから入手したデータを製本し、出品したのは高校生（当時）でした。自分の行為が部落差別を助長するという認識はあまりなかったようです。

地名リストの拡散自体、卑劣です。さらに、それが問題だと分からない人が地名リストに触れると、意図せずして差別の拡散に加担することになります。地名リストの公開を放置すれば、このようなことが際限なく繰り返される恐れがあるのです。

では、裁判の経緯を振り返ってみましょう。

一審の東京地裁判決は「出身者が差別や誹謗中傷を受ける恐れがあり、プライバシーを違法に侵害する」として、被告の出版社と代表に対し、出版禁止や損害賠償を命じました。ただし、地名リストにあった41都府県のうち、関係する原告がいない16県については削除や出版禁止を認めませんでした。原告、被告ともに控訴しました。

二審の東京高裁判決も削除や出版禁止を命じ、禁止の範囲を31都府県に広げました。やはり、リストを公開されることによって差別を受ける、受ける恐れがあると判断しました。注目すべきはその理由です。

法の下での平等を定めた憲法14条1項などの趣旨を踏まえて「人は誰しも差別を受けることなく、尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利



益を有する」と指摘しました。つまり「差別されない権利」を認めたのです。最高裁が原告、被告双方の上告を棄却したため、高裁判決が確定しました。

差別されない権利は、原告が裁判で一貫して主張していただけに、喜びもひとしおでした。

この判決を聞いたとき、私は「部落解放の父」と呼ばれる松本治一郎(福岡市出身、1887~1966)が大事にしていた言葉を思い起こしました。

「不可侵 不可被侵」。侵さず、侵されず。人権や人の尊厳は、侵してはならない、侵されてはならないと受け止められます。

差別されない権利は、当たり前の権利です。しかしながら、現実は当たり前ではありません。長い歳月をかけた裁判でようやく認められました。部落差別はもちろん、あらゆる差別に対抗する権利として、社会で醸成しなくてはなりません。

原告は「さまざまなマイノリティー(少数派)にも勇気と希望を与える裁判になったのではないか」と評価しています。

2 高裁の違憲判決は4件に

次に紹介するのは、福岡市と熊本市の同性カップルが国を相手取って起こした訴訟です。同性婚を認めていない民法や戸籍法の規定は憲法違反かどうか争われました。昨年12月に福岡高裁が示した判断は「違憲」でした。

同性であるために法的な婚姻ができないのは、個人の尊重や幸福追求権を定めた憲法13条に違反するという初めての司法判断です。婚姻は人にとって重要、かつ根源的な営みで、その希望は最大限に尊重されなくてはならないのに、同性カップルは道が閉ざされていると断じました。

それだけではありません。法の下での平等を規定した憲法14条1項、婚姻に関する法律は個人の尊厳と両性の平等に立脚して制定しなければならないとする24条2項にも反すると、かなり踏み込んだ判決です。

着目したいのは、同性婚のための新しい制度をつくるのではなく、異性婚と同じ制度の適用を求めたことです。同性カップルでも異性のカップルでも、同じ婚姻制度であるからこそ、法の下での平等です。原告も「特別な権利や優遇を求めているのではなく、婚姻の選択肢が平等に欲しい」と主張しています。

同性婚訴訟は全国の5地方裁判所で6件起こされています。高裁判決は札幌、東京、福岡、名古屋の4件全てが違憲でした。司法が国会に立法措置を促す流れが強くなっていると言えます。

同性カップルは法的な婚姻が認められていないため、愛し合い、共に生活をしていても、さまざまな面で異性の婚姻との格差が生じています。

地方自治体では2015年の東京都世田谷区と渋谷区を皮切りに、同性のパートナーに異性婚と同等の行政サービスが受けられる「パートナーシップ制度」が広がっています。福岡県の場合、2022年4月から県営住宅への入居申し込みなどができるようになりました。

長崎県大村市は、世帯主と同居する同性パートナーの住民票の続柄欄に「夫(未届)」と記載しています。

民間企業でも、同性パートナーを婚姻相手と同じように見なす流れが着実に強まっています。国民の理解が進んでいることは、各種の世論調査で明らかです。一連の訴訟はまだ決着していませんが、これまでの判決は社会意識の変化に呼応しているように見えます。



3 あまりに遅過ぎた救済

ないがしろにされた人権が、時代の変化に伴い、救済されるケースも少なくありません。旧優生保護法の下で行われた強制不妊手術もその一つです。

旧優生保護法は「不良な子孫の出生を防ぐ」ことを目的に1948年に制定されました(96年廃止)。「不良な子孫」とは今では考えられない差別的言葉です。障害がある人に対し、生命を預かる医師の手によって不妊手術が強要されました。本人の同意は得ていません。

2018年以降、手術を受けた人たちが全国で裁判を起こし、最高裁は昨年7月に旧優生保護法は違憲と断じ、国に賠償を命じる判決を言い渡しました。すべての被害者に補償金が支払われることになりました。

高齢の被害者が多いことを考えると、あまりにも遅過ぎた救済と言わざるを得ません。

ハンセン病問題もそうでした。戦前からの国の間違った強制隔離政策によって「恐ろしい病気」「業病」という偏見が社会に浸透し、患者は病気と差別に苦しめられました。その家族もまた差別に遭い、離縁を余儀なくされた人もいます。

国の強制隔離政策が憲法違反と断罪されたのは、鹿児島や熊本の回復者が勇気を振り絞って勝訴を勝ち取った2001年の国家賠償請求訴訟です。戦後に治療薬が普及して治る病気になり、1996年に隔離政策の根拠法である旧らい予防法が廃止されてから、さらに5年が経過していました。

判決後に原告の回復者が口にした「人間回復」の言葉。それは差別の苛烈さと、人権回復へのあまりに長い道のりを私たちに突き付けました。

強制不妊問題やハンセン病問題に共通することは、

被害者は社会の少数派であり、大多数が重大な人権侵害を見過ごし、差別に加担していた事実です。私が属するメディアもそうです。同じ構図が当てはまる問題はほかにもあるはずです。

今年に入ってから司法判断にも一つ触れましょう。障害児の逸失利益に関する訴訟です。逸失利益とは、生きていれば生涯に得られたと推計される利益です。

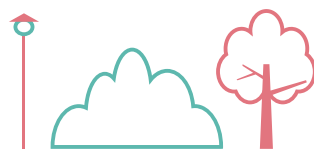
大阪高裁は1月、交通事故で死亡した聴覚障害がある女兒の逸失利益は「健常者と同等」とする判決を出し、逸失利益は「平均賃金の85%」とした地裁判決を取り消しました。未成年の障害者に平均賃金同等の逸失利益を認めた初めての判決のようです。

障害は人によってさまざまです。大阪高裁判決は女兒の言語力や学力などを詳細に検討した結果です。それでも「障害があるから、健常者と同じようには働けない」「逸失利益は〇割相当」という固定観念を崩す意義は大きいと考えます。

私たちの心の中にも「〇〇とはこういうもの」という固定観念、古い価値観がないでしょうか。当たり前と思っていたことが、他者を不快にさせたり、傷つけたりすることがあるかもしれません。

司法にも古い考え方が残っています。私たちの意識や社会の変化は、司法にも影響を及ぼします。それを気付かせてくれるのは、いつも社会でマイノリティーと呼ばれる人たちです。

小さな声に耳を澄まし、それを受け止められる感性を磨きたいものです。



社会的弱者の権利擁護と司法の役割



・ 国立ハンセン病資料館 館長
・ 九州大学名誉教授

うちだ ひろふみ
内田 博文さん

1946年大阪府生まれ。京都大学大学院法学研究科修士課程修了。専門
は刑事法学(人権)。

「医療と人権」関係の主な単著に『ハンセン病検証会議の記録』(明石書
店)、『医事法と患者・医療従事者の権利』(みすず書房)、『感染症と人権』
(解放出版社)、『基礎から学ぶ、ハンセン病問題』(現代人文社)など。

1 消極司法

日本国憲法81条は、「最高裁判所は、一切の法律、命
令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定
する権限を有する終審裁判所である。」と規定してい
る。また、裁判所法3条1項は、「裁判所は、日本国憲法
に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟
を裁判し、その他法律において特に定める権限を有す
る。」と規定している。日本国憲法の三大原理の一つの
「基本的人権の尊重」の擁護が、この違憲審査制の大き
な根拠とされる。

具体的な訴訟事件の解決を本来の機能とする裁判
所がその作用を行う過程で憲法に関する争点につい
て判断をするという、この違憲審査制の行使について
は、消極主義と積極主義がみられる。裁判所が立法府
や行政府の決定を最大限尊重し、違憲性が明白でない
限り違憲審査を行わないという態度を司法消極主義
という。これに対し、憲法保障の観点から、憲法問題に
入念な審査を加え、裁判所自らの憲法判断を展開させ
るという態度を司法積極主義という。

日本国憲法の施行以来、法令の規定自体を違憲とす
る「法令違憲」だけでなく、法令の規定自体は合憲だが
当該事件の当事者に適用する限りで違憲とする「適用
違憲」を含めても、最高裁判所の法令違憲判決は極め
て少ない。憲法によって与えられた重要な役割を果た
しているとは言い難いと酷評されてきた。

2 司法の人権観

日本国憲法の下で司法消極主義といった事態が生じ
ているのは、最高裁判所が政治への介入を厳しく自制
する役割観を選択しているためだとされる。「基本的人
権の尊重」についていえば、政府与党の人権観を修正な
いし変更することを控えているためだと考えられる。

それでは、政府与党の人権観とはどのようなものだ
ろうか。自民党憲法改正草案をみれば、それは明らかで
あろう。日本国憲法12条は、「この憲法が国民に保障す
る自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを
保持しなければならない。又、国民は、これを濫用して
はならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれ
を利用する責任を負ふ。」と規定しているのに対し、草
案の12条は、「…自由及び権利には責任及び義務が伴
うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはな
らない。」と規定しているからである。「公共の福祉によ
る制限」を政府与党は、「公共の秩序による制限」と理解
し、この理解を司法も事実上、尊重しているといえる。

精神的自由は立憲民主制の政治過程にとって不可欠
の権利であるから、それは経済的自由に比べて優越的
地位を占めるとし、経済的自由の規制が合憲性の推定
を受け、立法府の裁量を尊重して緩やかな基準で審査
されるのに対して、精神的自由の規制は合憲性の推定
を受けず、より厳格な基準によって審査しなければなら
ない。このような「二重の基準論」が学説では有力で
ある。司法では精神的自由についても「公共の秩序」に

による制限」論が浸透している。

3 元最高裁判事の思い

裁判官として要職を歴任した元最高裁判事によると、違憲判断に慎重な裁判所から適切な違憲の判断を引き出すためには、次のような点が必要であるとされる(松森彬「憲法に関する判決が少ない日本」西天満総合法律事務所、<https://mt-law.jp>blog>など参照)。

- 国の行為で制約を受ける国民の権利や自由が憲法により直接保護されているものであることを正面から主張すること。
- 同種事件の訴えを多数の裁判所に提起し続け、高裁の違憲判決を1件でも引き出し、最高裁が憲法判断をせざるを得ない状況を作ること。
- 学者等の協力を得て、外国の判例を資料として提出すること。
- 自由権規約や同委員会最終見解などを活用して世界の趨勢を気づかせること。
- 個人の基本的な人権や少数者の人権、民主制のシステムを守るのは司法の役割であることを強調して、違憲審査基準論を参考にした厳格な審査を要求すること。
- 最高裁の違憲審査基準の「総合的衡量による合理性判断の枠組み」は司法消極主義に結びついているため、これを防ぐには、ドイツの憲法裁判所の考え方の、①第1段階として、当事者の主張する利益が憲法の定める基本権が保護しているものかを検討をする、②第2段階として、その国の行為が基本権を制限するといえる程に強く制約しているかを検討する、③第3段階として、その国の制約が、憲法上、正当化できるかを検討する、ドイツの憲法裁判所の「三段階審査論」が有効であること。

違憲判断を引き出すことがいかに難しいかがよく分かる。

4 人権環境の大きな変化

近年、立法、行政、そして司法を取り巻く人権環境は

大きな変化を来している。様々な要因がみられるが、なかでも大きいのは国際化、情報化、少子高齢化、「ビジネスと人権」の議論の高まりなどである。

2024年6月末の日本の在留外国人数は約359万人と過去最高を記録した。国際化は、都市部のみならず国内全ての地域で進んでおり、文化的背景の相違や無理解等による偏見・差別が依然として少なからず存在していることから、政府は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、「外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」を掲げ、各種取組を進めている。

情報の拡散力が圧倒的に高いSNSが登場するとともに、スマートフォンが普及し、インターネット利用が飛躍的に進んだ結果、インターネット上の人権侵害が深刻化している。さまざまなマイノリティの人々を対象としたインターネット上の誹謗中傷事案が生じており、各人権課題に横断的に関わるテーマとなっている。

日本の2023年の平均寿命は、男性は81.09年、女性は87.14年である。一方、同年の合計特殊出生率は、8年連続で低下して、1.20となり、過去最低となった。65歳以上の者の割合が人口の21パーセントを超える超高齢社会を迎えており、超高齢社会への対応は人権問題についても喫緊の課題となっている。

2011年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持された。この指導原則は、企業も人権を尊重する「責任」があるとして、国際人権規約及び国際労働機関(ILO)中核的労働基準に掲げられた権利を尊重することを求めるものである。日本でも、2020年に『「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)」が策定され、2022年9月に、政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定された。

5 人権に係る近時の最高裁違憲判決

立法、行政のみならず、司法も、このような内外におけ



る人権環境の変化に対応する動きが出てきている。法令違憲の判決も顕在化している。最高裁は、2023年10月25日、戸籍上の性別を変える際、生殖能力を失わせる手術を求める「性同一性障害特例法」の「生殖不能手術」規定を憲法13条に違反し、無効だとした。また、2024年7月3日、障害がある人らに強制的に不妊手術ができるなどとした旧優生保護法の規定は、立法の当初からそもそも憲法13条、14条に違反するとした。

その波は下級審にも及んでいる。被差別部落の地名リストを書籍として販売しようとし、インターネット上に同書籍のデータなどを掲載した出版社に対し、部落解放同盟らがデータ削除・書籍の出版差し止め、損害賠償を求めている裁判で、東京高等裁判所は、2023年6月28日、「差別されない権利」の侵害を認め、被告に削除・差し止めと総額約550万円の損害賠償請求を命じた。この判決は最高裁でも維持された。

さらに、戸籍上の同性カップルなどが国を訴えた裁判で、東京高等裁判所は、2024年10月30日、札幌高裁に続いて、同性同士の結婚を認めない民法などの規定について、「差別的な取り扱いだ」として憲法14条1項、24条2項に違反するという判断を示した。

6 残された課題

マイノリティ問題を道徳的に「自分事」化するのと人権的に「自分事」化するのでは意味が異なる。

旧優生保護法違憲最高裁判決の確定を受けて、2024年10月17日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2025年1月17日に施行された。衆議院・参議院の両院では、法律の可決と併せて、「被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」も可決された。違憲判決が立法府や行政府に与える波及効果は大きい。しかし、だか

らといって、これで一件落着というわけにはいかない。

優生思想は差別だと言っても、自身の子が障害や病気を持っている可能性があると言婦人科医に告げられると親は途方にくれ、不安になり、人工妊娠中絶を選択する人も多い。障害や病気のある人の出産、育児のサポート体制が整っていなければ、結局、不妊手術を選ばざるを得ない人もいる。「被害者」が「加害者」に逆転する事態も杞憂ではない。

法令違憲判決を人権問題の解決に向けて活かしていくためには、市民の人権観の改善を図ることも欠かせない。国の人権教育啓発等においては「思いやり・やさしさ」教育の重要性が掲げられているが、これについては、厳しい批判が見られるからである。例えば、藤田早苗・エセックス大学人権センターフェローも、その危険性を概要、次のように指摘している（東洋経済education×ICT2024年9月28日8時2分配信）。

菅義偉首相（当時）は2020年の就任会見で「自助・共助・公助」という、自助を重視したキャッチフレーズを掲げていた。人権について「思いやり」を強調することで、政府は義務を回避し、人々への自己責任論を強固にしているのではないかと。人は自分の仲間には思いやりを持つことはさほど難しくはないだろう。しかし自分と異質な人たち、好きになれない、偏見を持つ相手には違う態度で接したり、差別的な扱いをしたりする傾向があるのではないかと。それが特定の民族集団への人種差別政策となった究極のものが、ナチスによるホロコーストだった。

藤田はこう批判している。この「内なる隠された差別意識」は専門職の場合、より強いものがある。それを是正していくためにも、法令違憲判決の道徳的な理解ではなく、正確な人権的な理解が必要ではないか。

語ること・語り継ぐこと

福岡県人権啓発情報センター 館長 谷口研二

「日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)ノーベル平和賞受賞」の記事の見出しに「語り続けた証言の力」とありました。「1.17、3.11」の記事の見出しには「震災の記憶を語り継ぐ」とあります。改めて語ること・語り継ぐことの意味を考える機会となりました。

ある講義で「モノガタリ」という言葉の意味が次のように説明されました。

——「平家物語」の「モノ(物)」は「もののけ姫」の「モノ」で、鎮められることなく漂う死者の魂(怨霊)のこと。モノの声を受けとめ、それを生者に媒介するのが語り手で、聞き手が死者のストーリーに関心を寄せ享受する様子を見て、死者は鎮められ本来の場所に還ることができる。——

それを聞いて私は、遊びの輪に入るとき「カタラシテ」「カッテッテ」と言ったり、「カタッテいいよ」と言ったりしていたことを思い出しました(小倉でのことです)。そうか、モノ・ガタリの「カタル」は、「加わる」「関わる」「参加する」という意味だったんだ。

「語る」とは、他者(語り手と、その背後にいるモノたち)

の人生に聞き手が関わり、同時に、自分の人生に他者が入ってくるということ。その相互作用を「出会う」と言い換えることもできます。

そして「語り継ぐ」とは、聞き手が、語られた物語に自分にとっての意味を見だし、新たな物語として語る人になるという循環による再創造のことだ、ということになります。原口頼雄さん^(注)が、被差別部落に伝わる伝承や民話、聞き書きや手記の「豊かさ」について述べる中で、聞き取りの要件の一つとして「『語ることの重さ』が『聞くことの重さ』として実感される関係」を挙げていたことを思い出します。語り手と聞き手の相互作用によって、部落の物語が語り継がれるのです。

(注:原口頼雄『被差別部落の歴史と生活文化』参照)

私たちの社会は、排除と分断をあおる一方通行の“物語”であふれています。差別を誘発・助長する“物語”に抗するための「もう一つの物語」、聞く人を待っている無数の物語と出会い、豊かに継承するという課題に向き合いたいと思います。

同和問題教室

ヒューマン・アルカディアでは、同和問題について専任の講師がわかりやすく解説を行う同和問題教室を実施しています。

講師による講話と常設展示室の展示解説を通して、同和問題の歴史などを詳しく知ることができ、職場やPTAの研修等にもご活用いただけます。詳しくは当センターまでお問い合わせ下さい。



- JR鹿児島本線春日駅から90m
- 西鉄天神大牟田線春日原駅から720m



あなたの声をお聞かせください

ヒューマン・アルカディアに対する質問や要望などをお待ちしています。

TEL : 092-584-1271
FAX : 092-584-1273
E-mail : f-jinken@fukuoka.email.ne.jp

インターネットを使って施設のご案内などを行っています。アクセスは、下のアドレスまで。

WEB <https://www.fukuokaken-jinken.or.jp/>

令和7年3月28日発行

公益財団法人

福岡県人権啓発情報センター

〒816-0804

春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ7階

●総務課 / TEL : 092-584-1270

●事業課 / TEL : 092-584-1271 FAX : 092-584-1273

